

○ 経済産業省告示 第四十一号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理  
国务大臣 石原 伸晃

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三号イ中「量が〇・一八八グラム以下」の下に「（二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合にあっては、当該装置内の火薬の量がそれぞれ〇・三二グラム以下）」を加え、ただし書を削る。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。